

# ひきこもり家族教室のご案内

大切なご家族がひきこもり状態にあるとき、ご家族だけで悩んでいませんか？

松本保健福祉事務所では長野県精神保健福祉センター（長野県ひきこもり支援センター）と協力して、『社会的ひきこもり』と言われる状態にある方のご家族を対象とした「家族教室」を開催します。

「本人とどのように接したらよいかわからない・・・」、「いつまでこの状態が続くのか・・・」等、ご家族は多くの悩みを抱えていらっしゃるかと思います。同じ悩みを抱えるご家族同士で語り合ったり、ひきこもりについて正しい知識を身に付け、家族の対応の仕方を学ぶことで、不安を少しでも軽くし、ご本人の回復に向けて一歩を踏み出す機会としてみませんか。

◆主催 長野県松本保健福祉事務所

◆日程

	日時	内容
第1回	令和元年7月16日（火） 午後1時から3時30分まで	・ひきこもりの基本的な理解と家族の対応について ・家族交流会 （＊希望者に対する個別相談）
第2回	令和元年8月7日（水） 午後1時から3時30分まで	・ひきこもりと関連する疾患について ・地域の支援機関（相談窓口）について ・家族交流会 （＊希望者に対する個別相談）

◆スタッフ 精神保健福祉センター職員、塩尻市職員、松本保健福祉事務所職員

◆会場 塩尻市保健福祉センター 第1・第2研修室  
（所在地：塩尻市大門六番町4番6号）

◆対象者 「社会的ひきこもり」とされる状態にある方のご家族で、2日間のプログラムを継続して受講可能な方。（ひきこもり状態にある当事者の方はご参加いただけません）

～「社会的ひきこもり」とされる状態とは～ 下記①、②をみたま状態

①義務教育修了以上の年齢で、長期（6ヵ月以上）にわたって、自宅以外での社会的な生活（就労・就学だけでなく、居場所への参加等の家族以外との交流）がない。

②明確な精神疾患や障がい（例えば統合失調症、躁うつ病）等が考えられない。

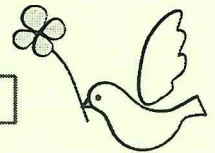
◆参加費 無料

◆申込み・問合せ先 7月8日（月）までにお電話でお申し込みください

松本保健福祉事務所 健康づくり支援課 保健衛生第一係

「ひきこもり家族教室」担当者 まで

電話：0263-40-1938 受付時間：8時30分～17時15分（平日のみ）



ひきこもりの状態や背景は多様で、必要とされる支援も異なります。

受付時に担当者がご本人とご家族の状況をお聞きし、状況によっては、必要と思われる他の相談等へご案内する場合がありますのでご了承ください。